

議案第62号

東近江市公共下水道使用料条例及び東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市公共下水道使用料条例及び東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年8月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市公共下水道使用料条例及び東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を改正する条例

(東近江市公共下水道使用料条例の一部改正)

第1条 東近江市公共下水道使用料条例（平成17年東近江市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「額は」の次に「、1箇月につき」を加え、「基本料金と」を「公共下水道に排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に応じて算出した基本料金及び」に改め、「（超過排水量の区分に応じて算出した金額）と」を削り、同条第2項第1号中「排水量が基本排水量」を「汚水量が基本汚水量」に、「ときは、」を「とき」に改め、「とする。」を削り、同項第2号中「ときは、」を「とき」に改め、「とする。」を削る。

第4条の見出し中「排水量」を「汚水量」に改め、同条中「公共下水道に排除した排水の量（以下「排水量」という。）」を「汚水量」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「水道水を」を「水道水のみを」に改め、同条第3号中「が併用されている」を「を併用した」に、「前号の」を「同号の」に、「当該水道水」を「、当該水道水」に改め、同条第4号中「排水量」を「汚水量」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該汚水量が明らかなときは、その数値を汚水量とする。

第4条第6号中「、公共下水道に排除する排水量」を「汚水量」に、「の排水量」を「の汚水量」に、「排水量を」を「汚水量を」に改め、同条第7号中「市長が前号」を「市長は、前号後段」に、「認めた」を「認める」に、「使用者は」を「使用者に対し」に改め、「こと」の次に「を命ずること」を加え、同条第8号中「善良な管理者の注意をもって」を削り、「故意若しくは過失により汚損し、損傷し、亡失し、又は滅失した」を「当該計測装置について修理する必要があるが生じた」に、「その損害を賠償しなければ」を「速やかにこれを修理しなければ」に改め、同条第9号中「排水量の計測又は計測装置の維持、修繕若しくは撤去に関し、必要に応じ」を「第6号後段の認定を行うため必要があると認めるときは」に、「設置場所」を「取付場所」に改め、同条第10号中「排水量」を「汚水量」に改め、「、必要な限度において」を削る。

第5条第2項中「使用料を」を削り、「納付しなければ」を「使用料を納付しなければ」に改める。

第11条第1項中「過料を」を「過料に」に改め、同項第2号中「拒否し、又は妨げた」を「拒否した」に改め、同条第2項中「不正な」を「不正の」に改め、「と

する。」を削り、「過料を」を「過料に」に改める。

第12条中「前条の規定」を「同条の規定」に、「過料を」を「過料に」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	料金種別	汚水量	金額
一般排水	基本料金	10立方メートルまで	1,330円
	超過料金	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき161円
		20立方メートルを超え40立方メートルまで	1立方メートルにつき172円
		40立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき183円
		100立方メートルを超え500立方メートルまで	1立方メートルにつき195円
		500立方メートルを超える分	1立方メートルにつき205円
特定排水	超過料金	750立方メートルを超える分	1立方メートルにつき218円
公衆浴場排水	基本料金	300立方メートルまで	13,300円
	超過料金	300立方メートルを超える分	1立方メートルにつき56円
備考			
1 「一般排水」とは、公共下水道に排除される汚水のうち、特定排水及び公衆浴場排水を除いたものをいう。			
2 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その汚水量が1箇月につき750立方メートルを超えるもの（公衆浴場排水及び市長が認める公共又は公益の関係施設（収益事業を行う部門を除く。）から排除される汚水を除く。）をいう。			
3 「公衆浴場排水」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場から公共下水道に排除される汚水をいう。			

（東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正）

第2条 東近江市農業集落排水処理施設使用料条例（平成17年東近江市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「額は」の次に「、1箇月につき」を加え、「基本料金」を「排水処理施設に排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）に応じて算出した基本料金」に改め、同条第2項第1号中「排水量が基本排水量」を「汚水量が基本汚水量」に改める。

第4条中「排水処理施設に排除した汚水の量（以下「汚水量」という。）」を「汚水量」に改め、同条第2号中「8立方メートル」を「7立方メートル」に改め、同条第6号中「排水処理施設に排除する」を削り、同条第7号中「市長が前号」を「市長は、前号後段」に、「認めた」を「認める」に、「使用者は」を「使用者に対し」に改め、「こと」の次に「を命ずること」を加え、同条第8号中「故意若しくは過失により汚損し、損傷し、亡失し、又は滅失した」を「当該計測装置について修理する必要があるが生じた」に、「市長に届けなければ」を「速やかにこれを修理しなければ」に改め、同条第9号中「汚水量の認定を行うため必要に応じ」を「第6号後段の認定を行うため必要があると認めるときは」に、「設置場所」を「取付場所」に改める。

第5条第1項中「納付しなれば」を「使用料を納付しなれば」に改め、同条第2項中「より」を「から」に改める。

第11条中「詐欺」を「偽り」に、「不正な」を「不正の」に、「者に対し」を「者は」に改め、「相当する金額」の次に「（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

料金種別	汚水量	金額
基本料金	10立方メートルまで	1,200円
超過料金	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 145円
	20立方メートルを超え40立方メートルまで	1立方メートルにつき 155円
	40立方メートルを超え100立方メートルまで	1立方メートルにつき 165円
	100立方メートルを超え500立方メートルまで	1立方メートルにつき 176円
	500立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 185円

第3条 東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「1,200円」を「1,330円」に、「145円」を「161円」に、「155円」を「172円」に、「165円」を「183円」に、「176円」を「195円」に、「185円」を「205円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中東近江市農業集落排水処理施設使用料条例第4条第2号の改正規定及び同条例別表の改正規定 令和9年10月1日

- (2) 第1条中東近江市公共下水道使用料条例別表の改正規定及び第3条の規定 令和10年4月1日

(経過措置)

- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の東近江市公共下水道使用料条例の規定は、令和10年5月分（愛知郡広域行政組合水道事業給水条例（平成10年愛知郡広域行政組合条例第3号）第2条第1項に規定する給水区域のうち愛東地区及び湖東地区の区域（以下「行政組合給水区域」という。）にあっては同年6月分）からの公共下水道の使用料について適用し、同年4月分（行政組合給水区域にあっては同年5月分）までの公共下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の東近江市農業集落排水処理施設使用料条例の規定は、令和10年5月分（行政組合給水区域にあっては同年6月分）からの東近江市農業集落排水処理施設使用料（以下「使用料」という。）について、同条第1号に掲げる規定による改正後の同条例の規定は、令和9年11月分から令和10年4月分まで（行政組合給水区域にあっては令和9年12月分から令和10年5月分まで）の使用料について、それぞれ適用し、令和9年10月分（行政組合給水区域にあっては同年11月分）までの使用料については、なお従前の例による。

提案理由

東近江市公共下水道使用料及び東近江市農業集落排水処理施設使用料を改定したく、
本議案を提出するものである。